

産後ケア事業

出産後のまもないお母さんが安心して子育てできるように、助産所等でのショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）、訪問型での育児サポートを行います。

利用できる方

綾川町住民で、**出産後1年未満**の産婦とお子さん（1歳になる日の前日まで利用可）

- 産後の体調不良や身体的機能回復に強く不安があり、相談や指導を必要とする方
- 育児不安が強く、相談や指導を必要とする方
- その他、産後の経過に応じた休養や栄養管理など日常生活面について相談や指導を特に必要とする方



ケア内容

施設利用中は、母子の体調などに合わせて、下記のサービス等を受けることができます。

- 母体ケア（母体の健康状態のチェック、乳房のチェック）
- 乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- 育児相談、授乳指導、沐浴指導

利用料等

	利用者負担額 ※1、※2		1回の出産における利用日数の上限	食事 ※3 ※4
	課税世帯	非課税世帯		
産後ショートステイ (宿泊)	1日 4,000円 (1泊2日 8,000円)	利用者負担なし	7日間まで	1日3食
(入所日・退所日はそれぞれ1日とする)				
産後デイサービス (日帰り) 原則：午前10時～午後3時	1日 500円	利用者負担なし	5日間まで	1日1食
訪問型 1回あたり2時間程度	利用者負担なし		5回まで	なし

※1 生活保護世帯の利用者負担は免除されます。

※2 利用者負担額は町助成後の金額です。利用時に直接助産所へお支払いください。

※3 食事をキャンセルしても利用料は変わりません。

※4 利用時間に応じた回数の食事を提供します。

利用できる病院・助産所・助産師

綾川町ホームページより利用施設一覧をご確認ください。

申請方法・お問い合わせ

綾川町国保総合保健施設えがおで、利用申請書を記入し提出してください。

※申請の際に母子健康手帳をご持参ください。

※非課税世帯、生活保護世帯の方は、証明できる書類（課税状況確認票）が必要となります。

課税状況確認票は健康福祉課又は綾上支所で発行できます。

前年度の1月に綾川町に住民票がない方で非課税世帯に該当する方は、前住所地の非課税である証明書をえがおまでご持参ください。